

平成16年第1回美郷町議会臨時会

議事日程（第3号）

平成16年11月11日（木曜日）午前10時開会

- 第1 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第2 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第3 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第4 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第5 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第6 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第7 承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第8 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第9 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第10 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第11 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第12 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第13 大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 第14 大仙美郷環境事業組合議会議員の選挙について
- 第15 美郷町農業委員会委員の推薦について
- 第16 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（47名）

1番	福田	守君	2番	煙山	多三郎君
3番	佐々木	順吉君	4番	鈴木	一君
5番	村田	薫君	6番	小西	文男君
7番	谷屋	誠市君	8番	田口	繁男君
9番	中村	利昭君	10番	吉野	久君
11番	小田長	輝一君	12番	泉	繁夫君
13番	大久保	伸一君	14番	武藤	威君
15番	高橋	猛君	16番	戸澤	勉君
17番	久米	章弘君	18番	高橋	隆治君
19番	泉谷	理毅男君	20番	伊藤	福章君
21番	熊谷	良夫君	22番	齊藤	新一郎君
23番	森元	利漢君	24番	泉	美和子君
25番	高橋	正治君	26番	山田	鐵之助君
27番	高橋	福松君	28番	藤田	亥左夫君
29番	若畑	文英君	30番	高橋	久男君
31番	森元	淑雄君	32番	武藤	健君
33番	永井	久雄君	34番	熊谷	隆一君
35番	佐々木	正君	37番	中村	美智男君
38番	戸沢	藤一君	39番	佐藤	時夫君
40番	齊藤	正衛君	41番	深沢	義一君
42番	澁谷	俊二君	43番	飛澤	龍右工門君
44番	杉澤	隆一君	45番	半田	秀雄君
46番	竹村	由広君	47番	伊藤	光明君
48番	後松	一成君			

欠席議員（1名）

36番	佐藤	倉一君
-----	----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長職務執行者	藤嶋長右工門君	町長公室長	小原正彦君
総務課長	二藤誠祥君	企画課長	山内英世君
税務課長	深澤章一君	住民生活課長	鈴木四郎君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	坂本昇君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中野弘君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	森川福蔵君	福祉保健課長	樋場雄一君
農政課長	深澤廣君	商工観光課長	小林宏和君
建設課長	照井一夫君	国体準備室長	渋谷喜一君
出納室長	大澤薫君	農業委員会 事務局長	出雲征夫君
教育委員長	清水猛君	教育長	高橋福雄君
学務課長	飛澤明則君	社会教育課長	小松清君
幼児教育課長	泉谷隆雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参事	渋谷新一
局長補佐	田中まき子	局長補佐	久米良子
上席主任	大澤修		

開議の宣告

議長（後松一成君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時 4分）

承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第1、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

専決第8号、別紙です。専決処分書を朗読いたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、秋田県と協議のうえ、別紙のとおり規約を定め、平成16年11月1日から美郷町は秋田県に公平委員会に係る事務を委託することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

このことにつきましては、旧千畑町、六郷町、仙南村、それぞれ事務委託をしておったものでございます。合併し名称が変わったことに伴って、改めて美郷町と県との間の公平委員会に事務委託するものであります。

したがって次のページの規約につきましても、美郷町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約という名前で変更になったものでございます。

附則で、この規約は、平成16年11月1日から施行する、と次のページについてございますけれども、それに基づきまして専決処分したものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（後松一成君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、本案について、これより採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第2、承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） 鈴木と申します。よろしく申し上げます。

専決第9号について説明させていただきます。

専決処分書、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づきまして、大曲仙北広域市町村圏組合と協議のうえ、別紙のとおり規約を定め、平成16年11月1日から大曲仙北広域市町村圏組合は美郷町に大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の使用許可及び使用料の徴収に関する事務を委託することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

これにつきましては、合併前に引き続きまして美郷町として空白を設けることなく、別紙のとおり規約を定め、これら事務の委託を受ける必要があったため、専決処分したものでございま

す。

別紙規約につきましては、平成16年11月1日から施行する、以上でございます。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第3、承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 専決第10号について朗読申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、平成16年11月1日から秋田県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

これは合併により、構成事務組合の規約の変更に伴い、専決処分するものでございます。

次の別紙でございますけれども、総合事務組合規約の一部を変更する規約ということで、別表第1中の「大曲市外9カ町村清掃事業組合」を「大仙美郷環境事業組合」に、別表第2中「大曲市外9カ町村清掃事業組合」を「大仙美郷環境事業組合」に改めるということでございます。

この規約は、平成16年11月1日から施行するということでございます。
よろしく願いいたします。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第4、承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

農政課長。

農政課長（深澤 廣君） 専決第11号です。

専決処分書、平成16年11月1日から美郷町は農業信用基金協会法により設立される秋田県農業信用基金協会の会員となることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

この件についてご説明いたします。

農業信用基金協会の業務ですが、農業近代化資金などの農業経営に必要な資金の融資を円滑にするために、農業者がJAなどから融資を受けた場合、その債務を保証することが主たる業務と

なっております。

これは、農業信用保証保険法に規定されております。地方自治体は管内の農業者が融資を受け
る場合、協会とともにその債務保証の一部を担うことが必要であり、そのためには協会の会員と
なって一定の出資金を負担する必要があります。そして同法第14条では、地方自治体が協会の会
員になるときは、議会の議決を必要とする、とあります。

合併前の3町村は協会の会員となっておりますが、合併に伴う旧町村の廃止により、脱退扱
いとなり、美郷町として新たに加入の手続が必要となります。

協会の会員にならなければならない規定は特にございませんが、市町村からの出資がなけれ
ば、その市町村の農業者に対する債務保証はしないという取り扱いになっております。

以上です。

議長（後松一成君） これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を打ち切り、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第11号は、原案のとおり承認されました。

承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第5、承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程
し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

幼児教育課長。

幼児教育課長（泉谷隆雄君） 泉谷といいます。よろしくお願いします。

専決第12号の処分内容についてご説明いたします。

これにつきましては、合併以前からいわゆる広域入所ということで、旧六郷町の児童が太田町の町立保育園に入園してございます。

新町においても引き続き入園を必要としますので、平成16年11月1日に専決処分をし、太田町と協定を結んだところであります。

使用に関する協定内容につきましては、合併前と特に変わりありませんので、省略をさせていただきます。以上でございます。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を打ち切り、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第12号は、原案のとおり承認されました。

承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第6、承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

幼児教育課長。

幼児教育課長（泉谷隆雄君） 専決第13号、これにつきましては、逆に大曲市の児童を六郷保

育園と仙南保育園で受け入れをしておりました。

新町においても同様に継続する必要がありますので、平成16年11月1日に同様に専決処分をしたところであります。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を打ち切り、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第13号は、原案のとおり承認されました。

承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第7、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

幼児教育課長。

幼児教育課長（泉谷隆雄君） 専決第14号、これにつきましては、太田町の児童を合併前と同様に六郷保育園で受け入れを継続するための同様の専決処分でございます。

以上です。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、承認第14号は、原案のとおり承認されました。

承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 日程第8、承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。

幼児教育課長。

幼児教育課長(泉谷隆雄君) 専決第15号、これにつきましては、仙北町の児童を合併前と同様に仙南保育園と千畑保育園で受け入れをするための専決処分でございます。

以上です。

議長(後松一成君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第15号は、原案のとおり承認されました。

承認第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第9、承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

幼児教育課長。

幼児教育課長（泉谷隆雄君） 専決第16号、これにつきましても、中仙町の児童を合併前と同様に千畑保育園で受け入れをするための専決処分でございます。

よろしく願いいたします。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第16号は、原案のとおり承認されました。

承認第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第10、承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 専決第17号でございます。

専決処分書を朗読いたします。

地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、美郷町の指定金融機関を次のとおり指定することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

名称、株式会社秋田銀行。主たる事務所の所在地、秋田市山王三丁目2番1号でございます。

これにつきましては、金融機関の指定をし、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができるということで、今回秋田銀行を指定したものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

はい、35番。

35番（佐々木 正君） 秋田銀行となっておりますが、地域の金融機関は4社ほどございます。ここが経営状況が一番いいところだとか、何かそのような理由はありますか。

議長（後松一成君） 総務課長、答弁。

総務課長（二藤誠祥君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

従来から3町村とも秋田銀行でございましたので、そのために今回美郷町に合併になりましたけれども、従来どおり秋田銀行にしたいということでございます。

議長（後松一成君） はい、35番。

35番（佐々木 正君） 従来からということではなく、何か別の理由とかはないものですか。

議長（後松一成君） はい、答弁。

総務課長（二藤誠祥君） 実際10月29日まで稼働しておりました。そして11月1日から稼働するという事になれば、時間的な関係もございます。

それで、従来どおりのところがもっともベターだということで指定したところでございま

す。

議長（後松一成君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を打ち切り、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第17号は、原案のとおり承認されました。

承認第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第11、承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 専決第18号でございます。

専決処分書を朗読いたします。

地方自治法第260条第1項の規定により、美郷町の区域内の字の名称を次のとおり変更することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

変更前の字の名称、仙北郡美郷町六郷字角館街道西、これが仙北郡美郷町六郷字琴平西でございます。

続いて、仙北郡美郷町六郷字角館街道東、変更後の名称が仙北郡美郷町六郷字琴平東と、こう

いうふうにな前が変わったことですが、これにつきましては、住民の強い要望により専決処分したものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第18号は、原案のとおり承認されました。

承認第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第12、承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。

企画課長。

企画課長（山内英世君） 山内です。よろしく申し上げます。

専決第19号、専決処分書。過疎地域自立促進特別措置法施行令附則第3条第2項の規定に基づき、美郷町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成16年11月1日、美郷町長職務執行者 藤嶋長右工門。

この件につきましては、過疎地域自立促進計画が平成12年度から16年度で旧仙南村の議会におきまして、平成12年9月11日付けで議決されておるものでございます。

今回の合併に伴い、平成16年11月から17年3月31日までの期間、特別措置により専決するもの
でございます。

議長（後松一成君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第19号は、原案のとおり承認されました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時35分）

議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（後松一成君） 日程にはありませんが、きのうの議会におきまして、35番の佐々木君からの質問がありました。美郷町堆肥センターの規則についての質問がありましたが、その時の農政課長の答弁に不備がありまして、ぜひ訂正方お願いしたいという申し出がありましたので、これを許します。

農政課長。

農政課長（深澤 廣君） 審議途中の貴重な時間をお借りして申しわけございません。

きのう、35番の佐々木議員から美郷町堆肥センター管理規則の第1条2項の内容について、ご質問がありました。ページは9 - 50というところです。

質問の主旨は秋田おばこ農業協同組合美郷町支所、間違っているのではないかというご指摘で

した。それで私は、お答えの中で六郷支所に訂正になると思われるというぐあいに発言しました。

しかし、その後関係部局と相談しましたところ、この堆肥センターは六郷町にありますので、これまではおばこ農協の六郷支所から協力をいただいて運営してきたところですが、合併を機会に町内3支所がございますので、3支所から協力をいただきながら運用していきたいということで、美郷町各支所というぐあいに訂正していただきたいと思います。

秋田おばこ農業協同組合美郷町各支所というぐあいに、各の文字を一字追加していただきたいと思います。

発言を翻して申しわけございませんでした。

大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙について

議長（後松一成君） 日程第13、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

当組合議会の議員につきましては、組合同規約第5条第2項の規定により、関係市町村の議会の議長をもって充てるほかに、美郷町議員2名となっております。

地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、小職、議長から指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

指名いたします。

大曲仙北広域市町村圏組合議会議員には、小職のほか、伊藤光明君、佐々木順吉君を指名いたします。

ただいま小職から指名した2名を、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の当選人に定めること

に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、伊藤光明君、佐々木順吉君が当選されました。

大仙美郷環境事業組合議会議員の選挙について

議長(後松一成君) 日程第14、大仙美郷環境事業組合議会議員の選挙を行います。

当組合議会の議員につきましては、組合規約第5条第2項の規定に基づき、美郷町の議会から議員3名となっております。

よって、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、小職から指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、小職から指名することに決定をいたしました。

これより指名いたします。

大仙美郷環境事業組合議会議員に、大久保伸一君、山田鐵之助君、半田秀雄君を指名いたします。

ただいま小職から指名した3名を、当選人に定めることについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大久保伸一君、山田鐵之助君、半田秀雄君が大仙美郷環境事業組合議会議員に当選されました。

美郷町農業委員会委員の推薦について

議長（後松一成君） 日程第15、美郷町農業委員会委員の推薦について行います。

ただいま、議題となっております本案につきましては、議会推薦農業委員会委員は3名とし、高橋正治君、飛澤龍右工門君、佐藤時夫君、以上の方を指名いたします。

3議員については、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（25番 高橋正治君、26番 飛澤龍右工門君、39番佐藤時夫君 退場）

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員に、高橋正治君、飛澤龍右工門君、佐藤時夫君を指名いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員には、高橋正治君、飛澤龍右工門君、佐藤時夫君を推薦することに決定をいたしました。

(2 5 番 高橋正治君、 2 6 番 飛澤龍右工門君、 3 9 番佐藤時夫君 入場)

閉会中の所管事務調査について

議長（後松一成君） 日程第16、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務調査の件について、継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時 2分)

議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午前11時 3分)

議長（後松一成君） 議会広報委員長から議会広報発刊の件について、継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会広報委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（後松一成君） 以上で本日の日程は全部終了しましたが、ここで総務課長より報告があるようであります。これを許可いたします。

総務課長（二藤誠祥君） 皆様のお手元に行政委員の方々の報告がございます。

11月1日に選任されました方々、それから互選された方、任命された方を報告してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これにつきましては、必置しなければならない方のみ、参考までに報告してございますので、よろしくお願ひいたします。

閉会の宣告

議長（後松一成君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成16年美郷町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時 4分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成16年11月11日

美郷町議会
臨時議長 煙 山 多 三 郎

議会議長 後 松 一 成

署名議員 福 田 守